

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和4年1月7日

世田谷区

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線Ⅱ期道路事業用地取得に係る補償説明等業務委託（上野毛三丁目209-1）

#### (2) 目的

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線Ⅱ期道路事業（以下「補助49号線Ⅱ期」という。）が平成21年8月に認可され、これまで道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務を行っているところである。

本業務は、補助49号線Ⅱ期において、道路事業用地箇所（世田谷区上野毛三丁目209-1の一部（別紙1「案内図」参照））の取得に向けて交渉を進めることを目的とする。

#### (3) 業務内容

補助49号線Ⅱ期（上野毛三丁目209-1）の道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務のうち、土地及び建物の関係権利者に対し、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容等の説明、補償金に関する税制度の説明、並びに再建プランの作成等を中心として、これに付随する業務を総合的に行うものとする。

#### (4) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

なお、令和5年度以降の本業務の委託契約は年度ごとに行うこととし、前年の履行状況が良好であること、各年度で本業務に係る予算配当の議決が得られることを条件とする。

### 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規程に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、都道府県民税・市町村民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立をしていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく公共用地取得に係る補償業務の受託

実績を有すること。なお、補償額算定業務においては「損失補償算定標準書（監修：関東地区用地対策連絡協議会、編著：（一財）公共用地補償機構、以下「算定標準書」という。）」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準（以下「東京都損失補償基準」という。）」いずれの算定基準に基づく補償算定業務についても実績があること。

- (8) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）」（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
- (9) 本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。
- (10) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。
- (11) 本委託業務の実施において、必要に応じて以下の技術者等を配置できること。

① 主任技術者（業務責任者）

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。）第14条第1項に規定する補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（第3条に掲げる部門のうち、補償関連部門及び総合補償部門の登録がある者に限る。）であって、（5年以上の）指導監督的実務経験を有する者。

また、「同種業務」について、1件以上の実績を有する者（実績については、平成28年度以降に完了した業務とする。）。

【同種業務】

- ・国、地方自治体等が発注した、「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日付国不用第49号、以下「施行及び運用について」という。）の「（別紙）各登録部門に係る補償業務の内容」中「8補償関連部門」に掲げる「（5）公共用地交渉業務」
- ・区分所有建物の用地取得に関する補償説明等業務

② 技術者

実施規程第3条に掲げる各登録部門（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門、総合補償部門）において、登録を受けている者（1名又は複数名で全ての登録部門を満たすこと）。ただし、建築等の建築の専門知識を必要とするときは建築士の資格を有する者。

③ 担当者

公共用地取得に関する補償業務について、（1年以上の）実務経験を有する者。

3 提案書等の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では原則、参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが4社以上となった場合は、参加表明書の記載内容及び添付書類の内容を評価して提案書等の提出者を3社以内に選定する。

<主な評価項目>

- (1) 法人の同種業務の実務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 主任技術者（予定）及び技術者（予定）の同種業務の実務実績

なお、選定結果については、令和4年1月26日（水）に通知発送する。

4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 企業体制
- (3) 業務方針
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 専門技術力
- (6) 見積金額の妥当性
- (7) 取り組み体制

## 5 審査方法

提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。  
審査予定日：令和4年3月3日（木）（予定）

## 6 手続等

### (1) 担当課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎3階）  
世田谷区道路・交通計画部道路事業推進課  
本件担当：竹村、岩下  
電 話：03-6432-7943  
F A X：03-6432-7991  
E-mail：[SEA01205@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01205@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間

令和4年1月7日（金）から令和4年1月21日（金）まで  
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### ② 場所及び方法

上記（1）の担当課窓口にて交付または世田谷区ホームページよりダウンロード  
世田谷区のホームページのトップページ>目次から探す>住まい・街づくり・環境  
>道路・土地・水道

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### ① 提出期限

令和4年1月21日（金）まで（午後5時必着）

#### ② 提出場所

上記（1）本件担当課窓口

#### ③ 提出方法

上記（1）本件担当課に連絡のうえ、持参する方法により提出する。

### (4) 提案書の提出期限、場所及び方法

#### ① 提出期限

令和4年2月24日（木）まで（午後5時必着）

#### ② 提出場所

上記（1）本件担当課窓口

#### ③ 提出方法

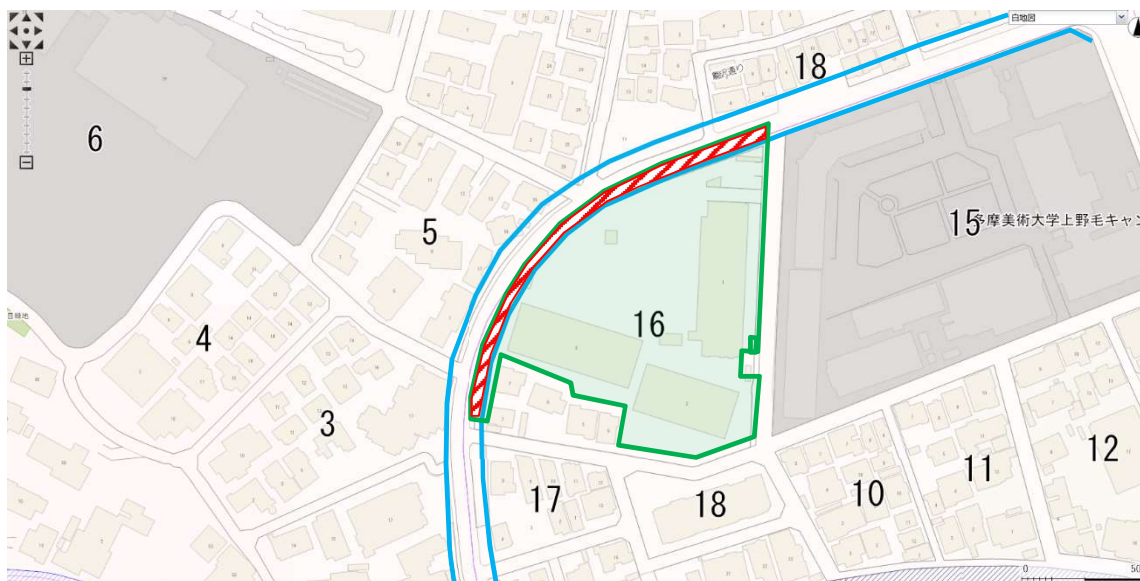
上記（1）本件担当課に連絡のうえ、持参する方法により提出する。




## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円に限る。
- (2) 契約保証金：免除

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 本案件は、提案限度額を203,000,000円程度（消費税込み、令和4年度は6,200,000円程度（税込み）を限度）としている。また、区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約（単年度）は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる（別紙2参照）。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口：上記6（1）に同じ。
- (7) 区は、本案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (9) 詳細は、上記6（2）の説明書による。

# 案内図



-  道路計画線
-  対象道路事業用地箇所
-  対象マンション敷地

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

#### 世田谷区公契約条例とは

世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



#### 区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。  
 これまでも区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。

2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。

- (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
- (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

#### 事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

#### 労働報酬下限額とは

##### 1. 概要

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。

契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

##### 2. 対象

予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)

##### 3. 告示額

次ページのとおり

#### 労働条件確認帳票とは

##### 1. 概要

労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

##### 2. 対象

予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)

3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)

(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約

(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、  
 世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係

電話: 03-5432-2145 ~ 2152・2173・2435

ファクシミリ: 03-5432-3046

# 労働報酬下限額一覧

令和3年12月20日告示による

(適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

## 【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)  
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円
2	普通作業員	2,295円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,295円
5	法面工	2,880円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,731円
10	鉄筋工	2,933円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,103円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,614円
15	運転手(一般)	2,157円
16	潜かん工	3,230円
17	潜かん世話役	3,804円
18	さく岩工	3,284円
19	トンネル特殊工	3,124円
20	トンネル作業員	2,635円
21	トンネル世話役	3,570円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,783円

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
25	土木一般世話役	2,710円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,561円
28	潜水士	4,399円
29	潜水連絡員	3,103円
30	潜水送気員	3,029円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,962円
33	型わく工	2,795円
34	大工	2,720円
35	左官	2,944円
36	配管工	2,497円
37	はつり工	2,667円
38	防水工	3,177円
39	板金工	3,039円
41	サッシ工	2,731円
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,731円
46	ダクト工	2,434円
47	保温工	2,412円
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,658円
51	交通誘導員B	1,477円
52	上記以外の職種	1,170円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,365円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

## 【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,170円